



山口市

報道資料

令和4年2月1日

1 件 名 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の所得制限超過世帯への給付及び離婚世帯への対応について（補足説明）

2 内 容

令和4年2月1日付報道資料「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の所得制限超過世帯への給付及び離婚世帯への対応について」の内容に、以下のとおり補足説明を追記いたします。

補足説明箇所

(1) 所得制限超過世帯への給付（子育て応援臨時特別給付金）

- ・対象者 基準日(令和3年9月30日)に山口市に住所を有する下記の者
 - ・公務員の児童手当（特例給付）受給者
 - ・高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の父母等（所得が児童手当の支給限度額を超える者）
 - ・令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した新生児の父母等（所得が児童手当の支給限度額を超える者）※基準日は当該新生児の出生日となります。

その他の項目に追加説明はありません

3 問い合わせ

山口市こども未来部こども未来課 手当給付担当
TEL 083-934-2797